

栃木県県産木材利用促進条例（愛称：とちぎ木づかい条例）の概要

平成29年10月10日制定 ・ 平成29年10月18日施行

前文

近年、林業・木材産業が衰退し、中山間地域の過疎化が進行するとともに、森林の荒廃による洪水・土砂災害の発生が懸念されている。そのため、戦後に植林され成熟期を迎えた人工林を積極的に活用し、森林資源の循環的な利用を推進することにより、林業・木材産業の成長産業化や木材需要の更なる増進を図る必要がある。

ここに、私たちは、本県の森林を県民共有の財産として健全な姿で次の世代に引き継ぐため、県を挙げて県産木材の積極的な「木づかい」を進めることを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則（第1～11条）

【目的（第1条）】

県産木材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって林業・木材産業の振興による本県経済の活性化、循環型社会の形成並びに豊かな県民生活の実現に寄与する。

【基本理念（第3条）】

- 県産木材の経済的価値の向上が図られるようにすること
- 森林資源の循環的な利用により、本県の豊かな森林資源が枯渇することなく次の世代に継承され、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようにすること
- 県民の快適な居住環境の形成や県民に癒やしをもたらす生活環境の創造に資するようにすること

【県の責務（第4条）】

- 施策の策定・実施
- 各主体との協働

【各主体の役割（第5～10条）】

森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、事業者、県民の役割

【県と市町村との協力（第11条）】

相互の連携・協力

第2章 県産木材の利用の促進に関する指針（第12条）

知事は、県産木材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、指針を策定すること

第3章 県産木材の利用の促進に関する施策（第13～22条）

【県産木材の安定供給の促進等（第13条）】

【県の建築物等における県産木材の利用（第18条）】

【県産木材の利用の促進（第14条）】

【市町村への支援（第19条）】

【木質バイオマスの利活用の促進（第15条）】

【学習機会の確保等（第20条）】

【設計者等の育成及び確保（第16条）】

【県産木材利用推進月間（第21条）】

【研究開発の推進等（第17条）】

【顕彰（第22条）】

第4章 県産木材の利用の促進に関する協議会（第23条）

県は、県産木材の利用の促進に関する取組を円滑かつ効果的に実施するため、関係団体等により構成される協議会を組織すること

第5章 雑則（第24条・第25条）

【財政上の措置（第24条）】

【施策の実施状況の公表（第25条）】

附則

- 公布の日（平成29年10月18日）から施行
- 経過措置